

## 水戸家庭裁判所委員会（第12回）議事概要

1 開催日時 平成20年11月20日（木）午後3時～午後5時

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

石渡千恵子，内田久美子，勝田達也，久保浩，小島法夫，五來則男，  
正保春彦，田原緑，佃浩一，長山隆一，樋口直実，堀越博，八木岡  
努，矢野倉栄（敬称略）

（事務局等）

野上康雄事務局長，森芳男首席家庭裁判所調査官，疋田秀雄首席書  
記官，山田千秋事務局次長，渋谷真理子次席家庭裁判所調査官，宇  
梶俊雄次席家庭裁判所調査官，西川裕巳総務課長

4 議事概要

（1） 全体概要

ア 新任委員（樋口直実，堀越博）から自己紹介が行われた。

イ 前回の課題について次のとおり検討結果を報告した。

- ・ 離婚の調停事件の手続説明用DVDの作成については，既存のDVDを待合室のモニターで放映している旨の案内板を作成することを検討する。
- ・ 調停の利用者に対するアンケートの実施については，その内容や実施方法等について，今後も継続して検討していく。
- ・ 家庭裁判所では家事調停期日を3回しか開かないという誤解については，その原因は明らかではないものの，調停委員に対して，研修等の機会をとらえて，そのような誤解を生じさせないよう態度や発言に留意するよう説明していく。

（2） 今回のテーマ「少年事件の保護的措置の充実」について

ア 少年審判手続に関するビデオの視聴

イ 「水戸家庭裁判所における保護的措置及び保護者に対する措置」について次の内容を説明をした。

- ・ 審判前の段階で行われる再非行防止講習
  - a 万引き防止講習では，調査官の講話のほか，スーパーマーケット協会会員の講話を行い，少年や保護者に対し，被害者の立場から損害を受けた状況を訴えかけている。
  - b 粗暴行動を改めるための講習では，調査官の講話のほか，医務室技官の看護師が，被害を受けた場合の身体的ダメージや命の尊さについて人体模型を使った講話を行う。
  - c 保護者会では，同じ悩みを持つ親同士のグループワークの中で，親としての指導や対応の仕方のヒントを与えている。
  - d 学習援助活動では，ボランティアの学生が，少年に対して学習援助を行う。
- ・ 家庭裁判所調査官の調査の過程で実施する自発参加型社会奉仕活動
  - a 社会福祉協議会の協力を得て，少年と保護者が福祉施設などでボランティア活動を行い，その内容を裁判官に報告する。その過程で，少年は，介護士や保育士などの職員からも影響を受けて，これまでの自分の行動を反省したり，介護を受ける人から労いの言葉をかけられ，しかられてばかりいた自分に自信がもてたりする。
- ・ 試験観察の過程で実施する社会奉仕活動
  - 少年と保護者が，乳児院で乳児の哺乳やおもちゃの消毒など保育士の手伝いをする。この活動を通じて，少年が親になることの責任の重さを感じたり，親子の間にあった不信感や誤解を解消したりする。
- ・ 試験観察の過程で実施する親子合宿
  - 親子合宿は，家族・親子の絆，大人との交流，自然とのふれあいをテーマとしている。少年は，食事の支度，登山，竹炭やわらじ作りなどを親や

親子合宿のスタッフと一緒にいることにより、大人との交流を体験し、社会の一員であることを体感する。また、課題の場面を親子の役割を交代で演じるロールプレイを行うことにより、親子の相互理解のきっかけとなる。

(3) 今回のテーマについて意見交換をした概要 (○委員, △事務担当者)

△ 親子合宿の回数, 参加人数, 参加者について

親子合宿は1年に3回, これまでに合計10回実施した。1回あたり, おおむね3組の親子が参加するので, 1年間に9人の少年が参加できることになる。親子合宿に参加する少年は, 比較的重い犯罪を犯しているが, 参加した少年のうち再非行をしたものはいない。

また, 重い犯罪を犯した少年を対象としているので, 毎年それほど対象者はいない。

△ 親子合宿の目的

親子の間に溝ができている家庭に, 会話や信頼関係を回復するきっかけをつくり, 親の指導力をアップさせることが目的である。また, 不良仲間のような狭い集団にしか関わりをもてなかった少年に, 大人たちといろいろな活動をさせることにより, 少年が社会の一員としての意識をもつことができるようになる。少年の視野は広がり, 新しい人間関係を結んでいくことを体験できる。

△ 親の経済状況について

親子合宿では参加費用を親に支払ってもらうが, 経済的に困窮している家庭では, 仕事を休むと収入が減って生活ができなくなるなどの理由で, 親が参加を渋る事例がある。

△ 家庭内で親として気をつけること

母親の役割が大切である。父親と子どもがよりよい関係を築けるような役割をとってほしい。父親と子どもとでは, 恥ずかしがったり, 忙しかったりしてふれあいの場面がつかれないので, 母親には, 日常

生活の中で、父親と子どもが会話をするようなきっかけを作ってもらいたい。子どもにとっては、父親から肩をたたかれるなどの小さな出来事でも、父親の愛情を感じることができるものである。

○ 学校による職場体験について

毎年15人ほどの学生を、農家の職場体験学習に受け入れているが、これまでの経験で、非行に走る子どもたちは学校や家庭からはじかれているという印象をもっている。そのような子どもが、誰かにあてにされたり、任される仕事があったり、同じ目線、同じ価値観で話をしてくれる人がいることが非常に大きなことであると感じた。不登校をされていて、先生も見放している子どもが、農家の職場体験学習に来てがんばって仕事をしてくれる。

△ 補導委託の運用について

補導委託の件数は減っている。補導委託の受託者が増えていない。少年の質が変わってきて、少年が雇い主に指導され、感銘を受けて、更生するという目的が達成できなくなりつつある。しかし、問題がある家庭から少年を離し、受託先の家庭的な雰囲気の中で指導していくことで、親子のあるべき姿を学ばせる必要のある少年はまだ多い。

○ 少年保護関係機関との連携に関する提案について

家庭裁判所や少年院といった機関では、それぞれが先駆的な取組をしており、これらの取組には親子や友人などの人間関係をどのように育て、あるいは評価するかといった共通点があると思われる。そこで、各機関が連携を深めることはできないものか。

△ 少年保護関係機関との連携体制の現状について

家庭裁判所と関係機関とは事務打合せや協議会などを通じて交流があるが、各機関が実施している特色ある取組について情報交換をしたり、連携して共同で実践したりするまでには至っていない。

5 次回期日

- (1) 平成21年6月4日(木)午後3時から
- (2) テーマ「少年事件と犯罪被害者」